

「新製品・新技術の開発」、「人材育成」、「新規開発」、「新分野進出」等により、地域産業活性化に資する事業に取り組む企業・団体等の皆さんを応援します！
いつでも、お気軽にご相談ください。

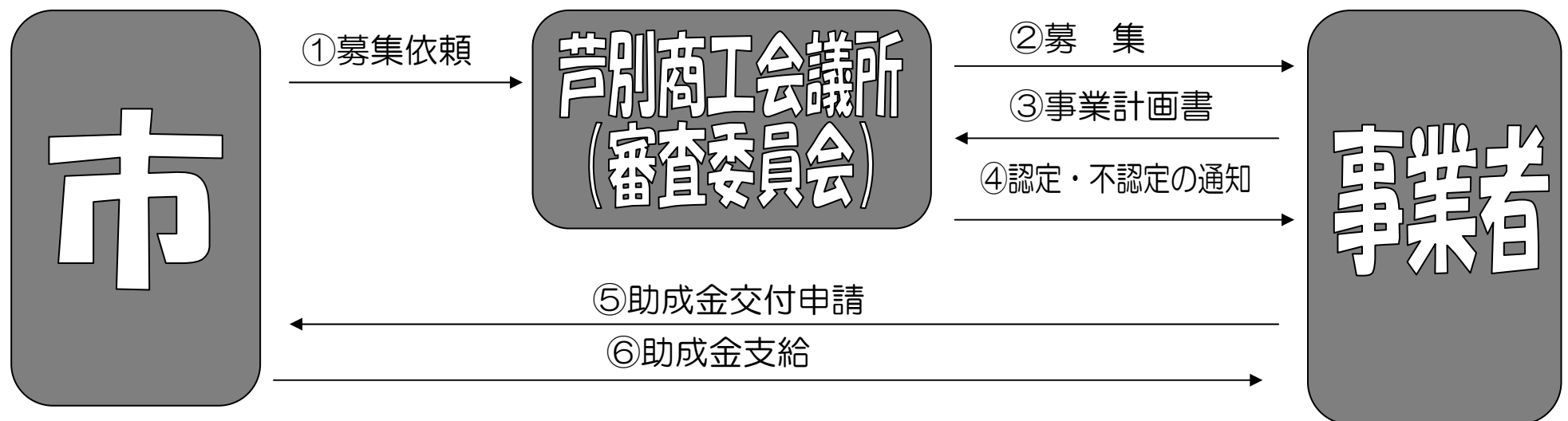
- ★ 事業費の一部を助成します！
- ★ 1人雇うと30万円助成します！（雇用奨励事業）

支給を受けることができる者



中小企業者	業種ごとに次の額又は数のいずれかを満たす会社並びに個人 ①小売業：資本の額等5千万円以下、従業員数 50人以下 ②サービス業： // 5千万円以下、 // 100人以下 ③卸売業： // 1億円以下、 // 100人以下 ④その他： // 3億円以下、 // 300人以下
中小企業団体等	①中小企業等協同組合法の規定に基づく事業協同組合 ②中小企業団体の組織に関する法律の規定に基づく協業組合 ③商店街振興組合法の規定に基づく商店街振興組合
その他	①商工団体（任意団体で規約が定められている者を含む） ②新たに事業を営もうとする個人又は団体

申し込みから決定まで



※ このリーフレットは芦別市企業振興事業に係る助成制度の内容を簡単に照会したものです。詳しくは、芦別商工会議所相談課又は芦別市役所商工観光係におたずねください。

- 芦別商工会議所 電話 22-3444 担当 北村・武田
- 市商工観光係 電話 22-2111（内線223） 担当 高橋・鶴飼

～対象となる事業につきましては、裏面をご覧ください。～

対象となる事業及び助成限度額

補助対象事業	交付対象経費	補助金の額		申請の時期	
		補助率	限度額		
新製品又は新技術開発事業	事業に要する経費のうち、次の経費の合計額 (1) 報償費 (2) 旅費 (3) 役務費（通信運搬費及び手数料に限る） (4) 使用料及び賃借料 (5) 原材料費 (6) 備品購入費 (7) 負担金	2分の1以内	200万円	事業開始の1ヶ月程度前	
			100万円		
			50万円		
			50万円		
特産品開発事業	市内で生産供給される産物を主な原材料とし、特色ある加工品等の開発を行う事業		200万円		
人材育成事業	知識又は技術の習得をさせることを目的とし、従業員等を3日以上、大学、研究機関、研修所、先進企業等に派遣する事業	事業に要する経費のうち、次の経費の合計額 (1) 旅費 (2) 負担金（受講料に限る）		1人10万円	
雇用奨励事業	(1) 新たな設備投資、生産量及び生産品目の増加、新製品の開発、新分野への進出等により、常用労働者を新たに1年以上雇用した事業 (2) 雇用環境が極めて厳しい高齢者、障がい者又はU・Iターン者を常用労働者として新たに1年以上雇用した事業	事業に要する経費のうち、給料に限る。 ※常用雇用をした日前後6ヶ月の間に事業主の都合により常用労働者（正社員）を解雇した場合は、該当になりません。	10分の10以内	1人30万円（5人を限度とする）	事業開始の1ヶ月程度前（雇用が決まってから、雇用開始1ヶ月程度前）
商工業活性化事業	(1) 商工業の活性化を図るためのイベント開催事業（ただし、以降同様の事業を継続して実施する事業については対象としない。）	事業に要する経費のうち次の経費の合計額 (1) 賃金 (2) 報償費 (3) 需用費（ただし食糧費を除く） (4) 役務費（通信運搬費及び手数料に限る、） (5) 使用料及び賃借料	3分の2以内	100万円	事業開始の1ヶ月程度前
	(2) 地域経済及び商工業の活性化を目的とした講演会等開催事業		2分の1以内		
販路開拓促進事業	販路拡大を目的に公共団体等が主催する展示会、見本市等へ参加する事業	事業に要する経費のうち、次の経費の合計額 (1) 旅費 (2) 役務費（通信運搬費及び手数料に限る。） (3) 使用料及び賃借料 (4) 負担金	2分の1以内	30万円	
起業化支援事業	新たに起業するために必要な施設の建築事業	事業に要する経費のうち工事請負費		100万円	
新分野進出事業	(1) 新分野進出のため、経営者などが共同で技術研究や製品開発又は経営の多角化を目的とした研究を実施する事業	事業に要する経費のうち、次の経費の合計額 (1) 役務費（手数料に限る。） (2) 委託料 (3) 使用料及び賃借料 (4) 工事請負費		100万円	
	(2) 産学官連携による研究開発事業				
	(3) 新分野進出に必要な施設の建築事業				
空き地又は空き店舗活用事業	空き地若しくは空き店舗の活用を図るための当該空き店舗の建築事業（移転を除く。ただし当該建築事業に要する経費が100万円以上のものに限る。）又は当該土地若しくは建物の賃借	当該建築事業（移転を除く。）に要する工事請負費		200万円	
		当該賃借に要する賃借料		月額5万円（12ヶ月を限度とする）	

※ 制度の利用をお考えの場合は、事前に芦別商工会議所又は市商工観光係までご相談ください。